

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月14日
【会社名】	セントラル警備保障株式会社
【英訳名】	CENTRAL SECURITY PATROLS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 鎌田伸一郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル
【電話番号】	03(3344)1711
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 古屋正仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル
【電話番号】	03(3344)1711
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 古屋正仁
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 278,300,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 横浜支社 (神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号 クイーンズタワーB) 千葉支社 (千葉県千葉市中央区新田町36番15号 千葉テックビル) 埼玉支社 (埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 大宮アネックス) 大阪事業部 (大阪府大阪市淀川区西中島一丁目11番16号 住友商事淀川ビル) 名古屋支社 (愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番10号 名古屋丸の内平和ビル) 神戸支社 (兵庫県神戸市中央区京町83番地 KDC神戸ビル)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年9月25日に提出いたしました有価証券届出書及び平成26年10月10日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、平成26年10月14日に平成27年2月期第2四半期に係る四半期報告書を提出したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

3 最近の業績の概要

4 自己株式の取得状況

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線を付して表示しております。

第三部 【追完情報】

（訂正前）

3 最近の業績の概要

< 以下省略 >

4 自己株式の取得状況

< 以下省略 >

（訂正後）

「3 最近の業績の概要」の全文削除

3 自己株式の取得状況

< 以下省略 >

第四部 【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日	平成26年5月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第43期第1四半期)	自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日	平成26年7月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日	平成26年5月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第43期第2四半期)	自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日	平成26年10月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年10月8日

セントラル警備保障株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國井	泰成
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	努

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセントラル警備保障株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年6月1日から平成26年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年3月1日から平成26年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セントラル警備保障株式会社及び連結子会社の平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。